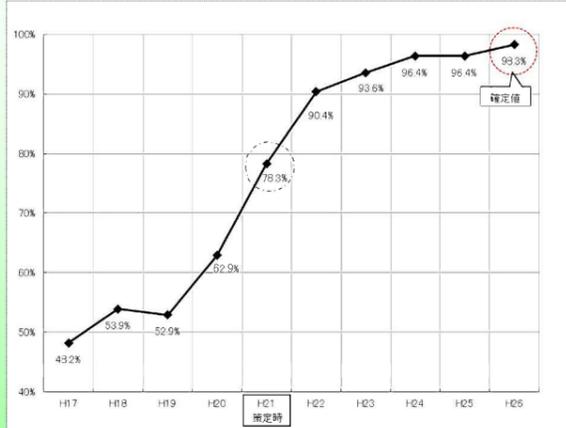


新築建築物への対策

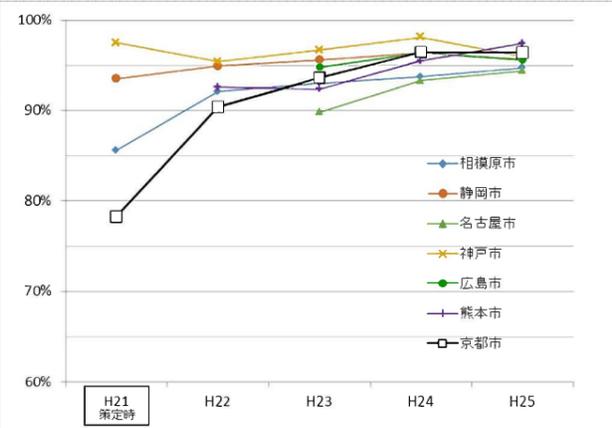
●安全性が確認された新築建築物の増加～100%に迫る検査済証交付率

- ・平成24年度以降、検査済証交付率は96%台で推移し、平成26年度は98.3%と、京都市全体の交付率が向上し、行政区間の差も解消している。
- ・計画策定当初、政令指定都市の中でも最低レベルであった検査済証交付率は、同水準に向上している。

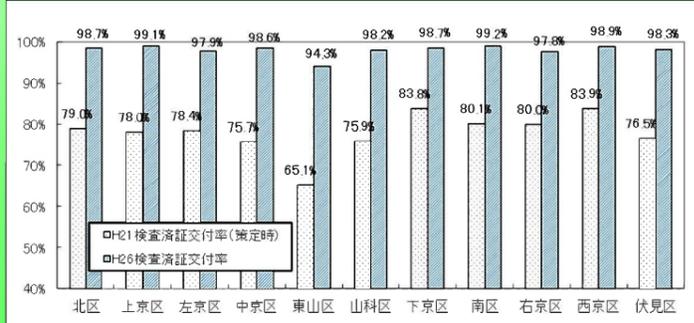
■検査済証交付率の推移 [追跡集計]



■検査済証交付率の推移 政令指定都市比較 [追跡集計]



■行政区別検査済証交付率 [追跡集計] (平成21年度、26年度比較)



※検査済証交付率 [追跡集計]  
確認済証を交付した建築物全てについての検査済証交付の有無を追跡調査して求める、検査済証交付件数の割合  
※検査済証交付率の推移  
追跡調査の結果、確定した年度毎の数値の推移  
※政令指定都市比較  
追跡集計を実施している政令指定都市の比較

既存建築物への対策

●定期報告対象建築物数を大幅に拡大、報告率も向上

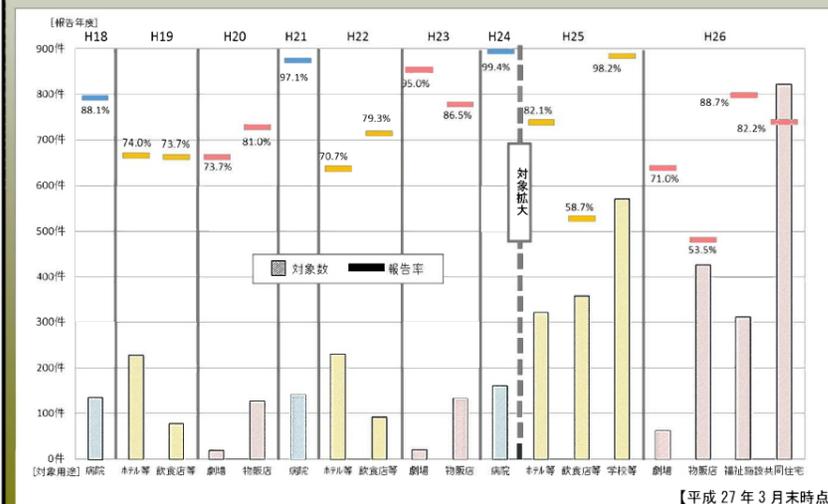
- ・平成25年度から定期報告対象建築物数を従前の約600件から約6.5倍となる約3,900件に大幅拡大し、拡大後の報告率も80%以上と高い報告率で推移している。
- ・現在の定期報告対象建築物数は、他の政令指定都市と同水準となっている。

■定期報告率の推移 (建築物及び建築設備)

| 報告年度    | H18  | H19  | H20  | H21  | H22  | H23  | H24  | H25  | H26  |
|---------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 報告率 (%) | 79.2 | 79.0 | 77.6 | 81.7 | 80.7 | 84.4 | 84.6 | 84.6 | 81.2 |

平成25年度から対象建築物数を約600件⇒約3,900件に拡大

■定期報告対象建築物数と報告率の推移 (建築物)



■防火対象物数と定期報告対象建築物数の比率 (政令指定都市比較)

|       | 防火対象物数 (A) [棟] | 定期報告対象建築物数 (B) [棟] | 比率 (B/A) | 法定人口 (人)  |
|-------|----------------|--------------------|----------|-----------|
| 札幌市   | 70,787         | 10,133             | 14.31%   | 1,913,545 |
| 仙台市   | 不明             | 4,261              | —        | 1,045,986 |
| 新潟市   | 23,882         | 860                | 3.60%    | 811,901   |
| さいたま市 | 29,659         | 2,436              | 8.21%    | 1,222,434 |
| 千葉市   | 27,098         | 1,148              | 4.24%    | 961,749   |
| 横浜市   | 84,047         | 1,964              | 2.34%    | 3,688,773 |
| 川崎市   | 42,510         | 536                | 1.26%    | 1,425,512 |
| 相模原市  | 20,092         | 379                | 1.89%    | 717,544   |
| 静岡市   | 27,293         | 962                | 3.52%    | 716,197   |
| 浜松市   | 不明             | 865                | —        | 800,866   |
| 名古屋市  | 不明             | 1,627              | —        | 2,263,894 |
| 大阪市   | 不明             | 16,388             | —        | 2,665,314 |
| 堺市    | 不明             | 1,956              | —        | 841,966   |
| 神戸市   | 45,026         | 6,309              | 14.01%   | 1,544,200 |
| 岡山市   | 不明             | 805                | —        | 709,584   |
| 広島市   | 40,408         | 1,146              | 2.84%    | 1,173,343 |
| 北九州市  | 34,328         | 4,084              | 11.90%   | 976,846   |
| 福岡市   | 不明             | 9,116              | —        | 1,463,743 |
| 熊本市   | 24,850         | 606                | 2.44%    | 734,474   |
| 京都市   | 46,222         | 3,870              | 8.37%    | 1,474,015 |

※ 数値は平成26年度調査  
※ 防火対象物：消防法施行令別表第1(1)項から(16)の3項までに掲げる延べ面積150㎡以上のもの、及び(17)項から(20)項までに掲げるもの  
※ 網掛けの自治体は、京都市と人口規模がほぼ同規模の自治体(法定人口約100万人～約190万人)を示す  
※ 法定人口：国勢調査(平成22年)による

■定期報告対象建築物数と報告率の推移 (建築設備)

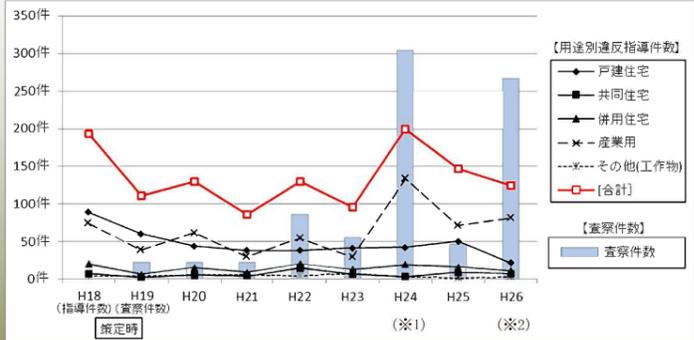


既存建築物への対策

●既存建築物の管理不全などから起こる事故の発生と既存建築物に関する違反指導件数の増加

- ・違反指導案件の多くが、既存建築物の増築やリフォーム工事に関するものとなっている。
- ・既存建築物に関する事件・事故が頻発し、類似施設の緊急査察等により、違反指導件数が増加している。

■用途別違反指導件数と査察件数の推移



※1 平成24年度は、福山市ホテル火災を受けた査察の実施により、違反指導件数が増加  
※2 平成26年度から定期報告の内容等を活用した目的別の査察を実施し、防災査察の取組を拡充

【既存建築物における事件・事故対策】

- ・ 認知症高齢者グループホーム火災に係る緊急点検 (H22, H25)
- ・ ホテル火災に係る緊急点検 (H24)
- ・ 診療所火災に係る緊急点検 (H25)
- ・ 大規模空間を有する建築物の天井崩落対策 (H17～)
- ・ 違法貸ルーム対策 (H25～)
- ・ 違法設置エレベーター対策 (H22～)

■用途別にみる近年の主な事件・事故

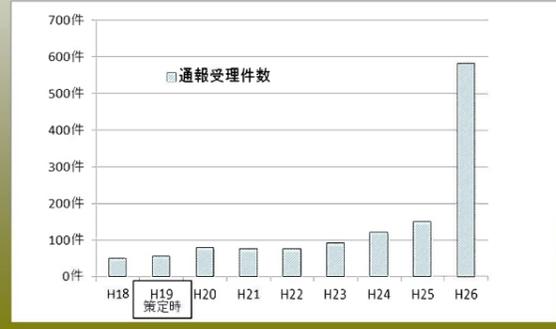
| 用途                       | 近年の主な事件・事故                                |
|--------------------------|---|
| ホテル、旅館                   | H24.10 金沢市シンドラー社製エレベーター戸開走行事故 (死者1名)      |
|                          | H24.5 福山市ホテル火災 (死者7名、負傷者3名)               |
| 飲食店、バー、キャバレー等            | H27.2 札幌市飲食店ビル広告板落下事故 (負傷者1名)             |
|                          | H21.11 高円寺健康ビル飲食店火災 (死者4名、負傷者12名)         |
|                          | H20.10 大阪市個室ビデオ店火災 (死者16名、負傷者9名)          |
|                          | H19.1 宝塚市カラオケボックス火災 (死者3名、負傷者5名)          |
| 学校、体育館、博物館、図書館、スポーツの練習場等 | H17.8 宮城県沖地震における仙台市スポーツ施設天井崩落事故 (負傷者多数)   |
| 劇場、映画館、演芸場、観覧車、公会堂、集会所   | H23.3 東日本大震災における東京都内施設天井崩落事故 (死者2名、負傷者多数) |
| 児童福祉施設等                  | H21.3 群馬県渋川市老人ホーム火災 (死者10名、負傷者1名)         |
| 百貨店、マーケット、展示場等           | —   |
| 下宿、共同住宅、寄宿舎              | H25.2 長崎市グループホーム火災 (死者5名、負傷者7名)           |
|                          | H22.3 札幌市グループホーム火災 (死者7名、負傷者2名)           |
|                          | H18.1 長崎県大村市グループホーム火災 (死者7名、負傷者3名)        |
| 病院、診療所                   | H25.10 福岡市診療所火災 (死者10名、負傷者5名)             |
| 自動車修理、自動車修理工場、映画スタジオ等    | —   |
| 事務所等                     | H19.8 京都市右京区事務所ビル外壁落下事故                   |
|                          | H19.6 東京都新宿区健康ビル広告板落下事故 (負傷者2名)           |
|                          | H17.6 東京都中央区事務所ビル外壁落下事故 (負傷者2名)           |

既存建築物への対策

●危険建築物に関する通報受理件数の急増

- ・危険建築物に関する通報は、平成23年度以降、増加傾向にあり、通報のうち、約8割が空き家に関するものとなっている。
- ・平成26年4月に「京都市空き家の活用、適正管理等に関する条例」を制定するとともに、体制を整備し、総合的な空き家対策を進めている。
- ・条例において新たに樹木の繁茂等を空き家の管理不全状態の一つに加えたこともあり、平成26年度の通報が急増した。

■通報受理件数の推移



| 分野                 | 施策目標                 | 9の取組   | 目標指標と現状  | 検証   | 充実する取組   |   |
|--------------------|----------------------|--|--|--|--|---|
| <p>新築建築物に係るもの</p>  | <p>安全な新築建築物を生み出す</p> | <p><b>新築建築物への対策</b></p> <p>(1) 多様な機関の連携による完了検査の徹底と建築主・事業者等の意識改革による安全性の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>建築主への普及啓発強化／事業者向けの普及啓発強化</li> <li>工事監理の徹底／各種申請・手続における検査済証の要件化等</li> <li>事業者顕彰制度の検討／完了検査後の定期点検等の研究</li> </ul> | <p>○検査済証交付率（追跡集計※1）</p> <p>3年後（H24末）：90%<br/>5年後（H26末）：100%<br/>【策定時：78.3%】<br/>⇒【現状：98.3%】</p>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>関係機関、関係団体との連携の下、検査済証交付率は98.3%に向上し、取組の成果が全市的に現れている。</li> <li>残り数%の要因は「検査済証の必要性を認識していないもの」「違法増築」に関するものであり、これらの対策強化が必要。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>建築主への意識啓発の強化<br/>未受検の場合、不動産売買の際に不利益となる可能性がある等のリスクを明確にした啓発の強化</li> <li>パトロールの実施時期の見直し<br/>増築工事を中心に工事中のパトロールを強化</li> </ul>  |   |
|                    | <p>既存建築物に係るもの</p>    | <p>既存建築物を安全なものにしていく</p>  | <p><b>既存建築物への対策</b></p> <p>(2) 定期報告制度の対象建築物拡大と、調査データ活用の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>定期調査報告制度の見直し・強化による、既存建築物の安全性向上</li> <li>定期報告率向上対策の検討</li> <li>定期報告対象建築物拡大の検討、実施（既存建築物の台帳整備など）</li> <li>審査体制等の検討、整備／報告された定期報告の積極的な活用等の検討</li> </ul> <p>(3) 既存違反建築物対策の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>特殊建築物を中心として、既存建築物に対する指導を強化</li> <li>適切な維持管理の推進／効果的、効率的な指導方法の検討</li> <li>既存違反建築物への指導基準の作成／査察の強化、重点化</li> </ul> <p>(4) 事件・事故対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>建築物関連の事件・事故を未然に防ぐため、フォローアップ調査、普及啓発を行いつつ、維持管理の適切化・指導の強化等を推進</li> <li>事件・事故対策の強化（アスベスト、エレベーター等）</li> <li>査察の強化・重点化（調査結果のフィードバック（安心・安全の建築・まちづくり庁内ネットワークの強化））</li> </ul> <p>(5) 耐震診断・耐震改修関連施策の着実な展開</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地震による死者数及び経済被害額を最小限に止めるために、早急に市内の建築物の耐震化を進め、地震災害に強い都市づくりを推進</li> <li>⇒京都市建築物耐震改修促進計画（計画期間：平成27年度末）に基づき、各種の事業等を活用し、耐震化を促進</li> </ul> <p>(6) 危険建築物対策の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>危険建築物に対する指導の範囲と内容の明確化を行い、指導業務の効果的な運用を推進</li> <li>地域での活動を中心とした関係機関の連携（地域ぐるみの取組、相談窓口の設置など）</li> <li>建築物の損傷状況等に応じた指導基準の作成</li> </ul> <p>(7) モデルエリアにおける各種施策の展開</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>施策を集中して実施するエリア（街）エリアを公民協働で設定し、各取組から得られた知見を、施策の見直し・他地域への展開に活用</li> <li>公民協働によるモデルエリアの設定（重要課題を抱えたエリアの設定）</li> </ul> <p>(8) 各種法制度や京都基準策定の研究、建築基準法の円滑な運用に対する検討等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>歴史都市・京都の特性を生かしつつ安心安全を推進するため、法制度や京都基準等について研究を重ね、必要に応じて国などへ要望を実施</li> <li>京町家等の既存建築物を良好に維持、再生させるための方策検討（京町家等に係る法規制の合理化に関する調査研究（法の限界への挑戦））</li> <li>建築基準法の円滑な運用に対する検討／国への要望活動の展開</li> <li>京都市狭あい道路整備事業の推進</li> </ul> <p>(9) 関係団体との連携による情報提供・環境形成の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>建築物の安心安全への関心を高めるため、公民一体となり、建築主・事業者双方に向けての普及啓発、優良な建築物（適法な建築物）の供給を促進</li> <li>事業者や各種団体による自主的な活動の促進、連携</li> <li>適正な建築物が流通するための市場環境形成（重要事項説明、融資）</li> </ul> | <p>○定期報告提出率<br/>⇒10年後（H31末）：85%<br/>【策定時：79.2%】<br/>⇒【現状：81.2%】</p> <p>○定期報告対象建築物数<br/>⇒対象用途の拡大、面積基準の引き下げ等<br/>【策定時：約600件】<br/>⇒【現状：約3,900件】</p> <p>○改善指導件数の拡大<br/>○既存建築物対策の総合的・体系的な施策の実施<br/>【策定時：22件（毎年実施している建築物防災査察によるもの）】<br/>⇒【現状：759件（H22～H26）の防災査察の累計値】</p> <p>○耐震化率<br/>住宅⇒90%／特定建築物⇒90%／市有建築物（一部除く）⇒90%<br/>※建築物耐震改修促進計画に位置付け</p> <p>○空き家発生予防の推進<br/>○早期解決率（※2）<br/>⇒3年後（H24末）：75%<br/>【策定時：63.0%】<br/>⇒【現状：48.6%】</p> <p>○公民協働でのモデルエリアの設定<br/>⇒1エリアの設定<br/>【現状：他施策と連携した取組エリアが26地区】</p> <p>○法規制の合理化等<br/>⇒京町家等に係る法規制の合理化に関する調査研究や国家予算要望を通じ、法規制の合理化を目指す<br/>【策定時：建築法令実務ハンドブックの改正、新景観政策の施行、京都市域外道路整備事業のモデル実施】<br/>⇒【現状：京都市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例の創設／「京町家できること集」発行／細街路の安全性向上のための方策】</p> <p>○施策推進体制の構築<br/>⇒毎年、施策の進行状況について、点検と評価を行い、各種施策の実行を推進<br/>【策定時：定期的な情報交換会開催：1回/年（京都市違反建築物防止推進会議）】<br/>⇒【現状：推進会議の全体会議及び分科会での協議（全体会議）開催：2回/年、（分科会）開催：7回/年】</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>定期報告制度の定着に向け、普及啓発及び指導強化を図り、提出率は80%以上を維持。</li> <li>定期報告対象建築物の拡大により、定期報告の調査を通じて不備事項が明らかになったケースなど、適切な維持管理の促進が進んでいる。</li> <li>所有者・管理者の制度への理解が未だ不十分であり、制度の認知度を向上させることが必要。</li> <li>増築やリフォームによる既存違反建築物が増加し、予防監業業務（普及啓発、事前指導、関係団体連携）により違反の防止を進めているが、確知した違反への毅然とした是正指導や事件事故に伴う類似施設の緊急査察等により既存違反建築物の指導件数が増えていることから、既存建築物の違反対策、安全対策が主要課題。</li> <li>検査済証のない建築物は増築等を適法に行うことが困難な場合も多く、維持管理や違反行為につながっている事例が散見されることから、引き続き未然予防が重要である。</li> <li>平成26年4月に「京都市空き家の活用、適正管理等に関する条例」を制定するとともに、体制を整備し、総合的な空き家対策を進めている。</li> <li>危険建築物に関する通報は年々増加し、とりわけ空き家については、条例制定を契機に市民の意識が高まったこと、条例において樹木の繁茂等を管理不全状態の一つに加えたことから、通報が急増した。</li> <li>地域での空き家対策、密集市街地・細街路対策と連携して耐震化対策の必要性をPRするなど、他施策と連携した効果的な取組により公民協働による取組エリアは広がりつつある。</li> <li>京都の特性を踏まえた既存建築物の再生・活用を見据えた法制度や京都市独自の基準に係る研究を進め、「京都市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例」制定と運用、「京都市細街路対策指針」の策定と指針に基づいた新しい道路制度の創設、「京町家できること集」の発行など、多くの研究成果が仕組みとして整備が進んでいる。</li> <li>多様な機関の連絡調整の場である推進会議を設置し、全体会議や分科会において、実施計画に掲げる施策の効果的な推進について議論し、関係機関や関係団体と連携した取組を着実に推進している。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>更なる定期報告対象建築物の拡大<br/>平成26年6月の建築基準法改正（平成28年6月までに施行予定）により、これまで特定行政庁が指定していた対象建築物について、安全面等で特に重要なものについては政令で定めることとなり、対象建築物を大幅に拡大</li> <li>用途ごとの所有者・管理者目録の制度周知及び情報提供</li> <li>定期報告済リストの公表等によるインセンティブ（動機付け）の創出<br/>定期報告概要書の閲覧の促進を図り、定期報告制度の認知度の向上と事業者への定期報告情報活用への動機付けを推進</li> <li>事前予防のための実例公表</li> <li>事前予防の観点からの防災査察の強化<br/>定期報告情報を有効活用した過去の事件・事故を踏まえた防災査察の強化</li> <li>他の機関との連携による改善指導に向けた環境整備<br/>他の機関との情報共有により解決困難なケースを解決に結びつける環境整備の検討を進める。</li> <li>自主改善を促す効果的な支援のあり方の検討<br/>既存の支援制度の活用とともに、更に効果的な支援のあり方についての検討を進める。</li> <li>空き家対策の更なる推進</li> </ul> |
| <p>都市全体に係るもの</p>   |                      | <p>施策を効果的に推進するための環境を形成する</p>   | <p><b>施策を効果的に推進するための取組み</b></p>  | <p>別途、平成27年度の「次期京都市建築物耐震改修促進計画」の策定作業の中で検討を行う。</p>  | <p>● 地域での空き家対策、密集市街地・細街路対策と連携して耐震化対策の必要性をPRするなど、他施策と連携した効果的な取組により公民協働による取組エリアは広がりつつある。</p>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>取組エリアの更なる拡大<br/>市民が主体となる安心安全のまちづくりの取組へと充実、発展させるため、引き続き取組エリアを拡大</li> </ul>  |
| <p>安心安全の確保の仕組み</p> |                      | <p>施策を効果的に推進するための環境を形成する</p>   | <p>● 歴史都市・京都の特性を生かしつつ安心安全を推進するため、法制度や京都基準等について研究を重ね、必要に応じて国などへ要望を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>京町家等の既存建築物を良好に維持、再生させるための方策検討（京町家等に係る法規制の合理化に関する調査研究（法の限界への挑戦））</li> <li>建築基準法の円滑な運用に対する検討／国への要望活動の展開</li> <li>京都市狭あい道路整備事業の推進</li> </ul>   | <p>○検査済証交付率（追跡集計）：確認済証を交付した建築物全ての検査済証交付の有無を追跡調査して求める検査済証交付件数の割合</p> <p>○早期解決率：当該年度における危険建築物の通報受理件数に対する、1年以内に指導終了となる件数の割合</p>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>京都市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例」制定と運用、「京都市細街路対策指針」の策定と指針に基づいた新しい道路制度の創設、「京町家できること集」の発行など、多くの研究成果が仕組みとして整備が進んでいる。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>検査済証のない建築物等の健全なストック化の推進<br/>現行の建築基準法に適合させることを前提とした増改築や用途変更を円滑に進めることができるような方策を検討</li> <li>歴史的建築物の保存・活用に向けた更なる検討<br/>「京都市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例」の対象拡大に向けた検討</li> <li>細街路対策の更なる推進</li> <li>バリアフリーに係る施策と連携した安心安全対策の推進</li> <li>関係機関や関係団体と連携した取組の継続<br/>これまで実施してきた推進会議の全体会議や分科会での議論に加え、少子高齢化社会を踏まえた議論を進め、関係機関や関係団体と連携した取組を推進する。</li> </ul>   |

あらゆる建築物の安全性を確保することにより、だれもが安心していきいきと暮らすことができ、充実した社会活動を展開できるまちを実現

● 取組項目（1）  
多様な機関の連携による完了検査の徹底と  
建築主・事業者等の意識改革による安全性の確保

民間確認検査機関との連携により、確認済証交付時に分かりやすいパンフレットの配布や完了検査受検案内の送付、検査済証シールの配布を実施しています。また、関係機関や関係団体との連携により、違反建築防止に係るPRポスターやリーフレット、ホームページによる発信、違反行為に対するけん制と早期発見、早期是正の推進を目的としたパトロールを実施しています。



各団体で作成している検査済証シール



工事中のパトロールの様子



確認済証交付時に配布しているリーフレット

● 取組項目（2）～（4）  
定期報告制度の対象建築物拡大と既存違反建築物対策の強化、  
事件・事故対策の推進

平成25年4月から、対象建築物を約600件から約3,900件に拡大するとともに、本市主催による説明会実施（所有者・管理者向け、調査者・検査者向け）や啓発パンフレットの配布、定期報告書作成の手引きを作成するなど、定期報告制度の提出促進を図っています。



定期報告制度紹介パンフレット



定期報告書作成の手引き



定期報告説明会の様子

定期報告対象建築物の拡大による過去の事故を踏まえた指導を強化するとともに、過去の事件事故に関する注意喚起に係る情報をホームページや説明会の場にて周知しています。



査察の様子

事件・事故に関する注意喚起ピラ

● 取組項目（6）  
危険建築物対策の強化

通報やパトロールにより覚知した危険建築物の所有者に対して指導を行うとともに、推進会議の参画団体と連携した相談体制の整備や空き家対策の強化をしています。また、平成26年度から実施している制度や窓口の周知など、危険建築物に関する情報のPRを進めています。



管理不全状態の建築物の調査の様子

「京都市空き家活用・流通支援専門家派遣制度」「耐震専門家派遣制度」など、専門家が現地に赴き、適切なアドバイスを行う事業を立ち上げています。また、司法書士とともに地域に出向き、空き家化の予防をテーマに「おしかけ講座」を開催しています。



「おしかけ講座」の様子

● 取組項目（7）  
モデルエリアにおける各種施策の展開



耐震改修促進ネットワーク会議  
地域に向いた普及啓発の様子

耐震改修促進ネットワーク会議が地域の主体的な防災活動と連携し、戸別訪問やセミナー、ワークショップなどを開催しています。木造密集市街地・細街路対策に係る取組地区において、効果的と思われる場合は、相互連携により事業を実施しています。



行政と地域で連携して開催している  
防災まちづくり会議の様子

全国共通の指標による市内の木造密集市街地の中から、京都市の特性を踏まえた指標等を加味して「優先的に防災まちづくりを進める地区（11地区）」を選定し、地域と行政が一体となって、事業者の協力を得ながら、対策を進めています。

● 取組項目（8）  
各種法制度や京都基準策定の研究、建築基準法の円滑な運用に  
対する検討等

市内に多数存在する京町家や近代建築とそれを中心とする景観の保全・再生と都市防災性能の確保の両立を目指し、建築基準法の適用除外規定（第3条第1項第3号）を活用した条例を制定するとともに、条例適用の促進のため、「保存活用計画書作成例」を公開しています。また、京町家の保全、再生を実態に即して円滑かつ適切に行えるような法の運用を図ることを目的に、「京町家できること集」を作成し、公表しています。



「京町家できること集」の発行や「京都市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例」の概要リーフレットを発行

細街路において、建物の安全性等を向上させながら、建替え等を可能とする新たな制度の創設や基準の改定等、道路情報の公開などを進め、これらの施策について、関係機関や関係団体と京都市が相互に情報共有を図っています。



建築基準法に基づく道路情報を平成25年5月からインターネット上で公開



既存の道を位置指定道路にする制度を創設し、概要リーフレットを発行

● 取組項目（9）  
関係団体との連携による情報提供・環境形成の推進

推進会議において、実施計画に掲げる施策の効果的な推進について議論を行い、参画団体等と連携した普及啓発や情報発信などを進めています。（委員構成）学識経験者／金融機関／エネルギー関係／建築関係／不動産流通／消費者関係／指定確認検査機関／京都府／京都市



推進会議の様子

推進会議において議論した内容や取組内容については、年に1回発行している「あんあん通信」にて紹介し、推進会議に参画している関係機関や関係団体への配布をはじめ、取組成果を広く市民にも知ってもらうため、本庁、区役所で配布を行っています。



施策の取組状況等を掲載したリーフレット「あんあん通信」